

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第二部会・令和五年度第九回）

二 開催日時

令和六年三月十一日 午前九時から午前十時三十分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇二会議室

四 出席した委員

田中委員、折橋委員、谷脇委員

五 議事の概要

1 令和四年度諮問第十六号事案について、広島県行政不服審査会事務局が事案説明を行った。

2 前項の事案の調査審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。